

重要事項説明書

(2025年 11月 1日現在)

1 当法人が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5981-9466

担当 齊藤 綾花

*ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 訪問介護 あすなろの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	訪問介護 あすなろ
種類	予防訪問介護
所在地	東京都豊島区東池袋1丁目36番7号アルテール池袋417
電話番号	03-5981-9466
管理者	滝沢 景子
サービス提供地域	豊島区

(2) 同事業所の職員体制

		常勤	非常勤	計
管理者		1名		1名
サービス提供責任者		1名		1名
事務職員		名	名	名
従事者	介護福祉士	2名	名	2名
	介護職員初任者研修修了者、ヘルパー2級	名	4名	4名
	看護師(ヘルパー1級)	名	1名	1名
	その他	名	名	名

男性(0)

(3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00~18:00	早朝 6:00~8:00	夜間 18:00~20:00	深夜 20:00~6:00	備考
平日	○	○	○	×	
土・日・祭	○	○	○	×	

3 サービス内容

(1) 身体介護

- ・食事介助 全介助、部分介助、特別食の配慮
- ・入浴介助 全身浴、半身浴、洗髪
- ・排泄介助 おむつ交換、ポータブル利用、トイレ移動
- ・清拭 全身清拭、部分清拭（足浴、手浴、洗面）、
- ・体位変換 側臥位、仰臥位、端座位、 等

(2) 生活援助

- ・買物 日用品の買物、薬の受け取り
- ・調理 一般的な調理
- ・掃除 居室内、トイレ、卓上などの清掃、ゴミだし等
- ・洗濯 利用者様の洗濯機または、手洗いによる洗濯、乾燥、物干し、取入れ、収納 等

(3) その他のサービス ・介護相談 等

4 利用料金

(1) 基本料金

利用料金は別紙料金表の記載通りです。

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として自己負担の割合は1割または2割ないしは3割になります。

(2) 交通費

通常の事業実施地域外にお住まいの利用者にサービスを提供する場合は、交通費の実費を頂戴します。

(3) キャンセル料

当日キャンセルの場合は、キャンセル料が発生しますのでご注意ください。キャンセルが必要となった場合は、前日までにご連絡下さい。(連絡先：電話 5981-9466)

ご利用の前日、17時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の当日、9時までにご連絡いただいた場合	当該基本料金の50%
ご利用の当日、9時までにご連絡いただかなかった場合	当該基本料金の100%

- ・急な入院や処置の必要な場合は、キャンセル料はいただきません。
- ・認知症高齢者自立度Ⅲ以上の方には、キャンセル料はいただきません。

(4) その他

- ① お客さまのお住まいで、サービスを提供するために必要な、水道、ガス、電気等の費用はお客さまのご負担になります。

② 料金のお支払方法

毎月、利用翌月の 17 日頃に請求をいたしますので末日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払方法は、銀行振込か現金集金の方法からお選び下さい。

銀行振り込み（支払いに係る手数料等の費用は利用者負担となります）

- | | | |
|---|-------------|------------------|
| { | ① 巢鴨信用金庫 | 大塚支店（普通） 3148423 |
| | ② 三菱東京UFJ銀行 | 池袋支店（普通） 8228337 |

現金集金（ご自宅に伺い集金いたします）

請求書のお送り先/氏名：

/住所：

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まず、お電話等でお申し込みください。当法人職員がお伺いいたします。

サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、介護支援専門員の「居宅サービス計画」にもとづいて「個別サービス計画」を作成し、その計画にもとづいてサービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 当法人の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設等に入所した場合
- ・ お客様が亡くなられた場合
- ・ 利用者が介護保険認定調査で自立・要支援と認定された場合

④ その他

- ・ 当法人が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、お客様は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払を 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 10 日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合があります。

6 当法人の予防訪問介護の特徴等

(1) 運営の方針

一地域住民に対して、高齢者や障がいをかかえる人たちに対する自立支援事業等を行うことにより、地域の人々が豊かな生活、安心な生活、生きがいのある生活ができ、人間性あふれるまちづくりに寄与することを目的としています。

(2) サービス提供に関連する詳細事項は、次のようになっております。

事項	有無	備考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更希望の方はお申し出ください。
従業員への研修の実施状況	○	年6回以上
サービスマニュアルの作成状況	○	緊急対応など
個人情報の使用同意書	○	

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせに従い、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

医療機関等	主治医氏名	
	連絡先	
緊急時の ご連絡先	氏名	
	連絡先	

8 サービス内容に関する苦情

① 当法人お客さま相談窓口

担当 管理者 滝沢 景子 あすなろ訪問介護 電話 03-5981-9466

② 豊島区介護保険課

電話 03-3981-1318(直通)

受付時間 午前8時30分から午後5時まで(土曜、日曜、祝日、12/29～1/3を除く)

③ 東京都国民健康保険団体連合会 苦情窓口 専用電話 03-6238-0177(直通)

受付時間 午前9時から午後5時まで(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

9 当法人の概要

名称・法人種別 特定非営利活動法人あすなろの会
代表者・氏名 理事 齊藤 綾花
本社所在地・電話番号 東京都豊島区東池袋1丁目36番7号
03-5981-9466

定款の目的に定めた事業

- (1) 介護保険法に基づく居宅サービス事業（訪問介護、居宅介護支援）
- (2) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- (3) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業、又は地域密着型介護予防サービス事業（地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護）
- (4) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業、又は地域生活支援事業
- (5) 軽費老人ホーム
- (6) 子どもや高齢者および障がい者、育児中の方に対する生活支援事業
- (7) 福祉のまちづくりのためのネットワークづくり、福祉向上のための意識啓発、情報公開事業

訪問介護サービスの提供開始にあたり、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

年 月 日

事業者

所在地 東京都豊島区東池袋 1-36-7
名 称 特定非営利活動法人 あすなろの会
事業所 訪問介護 あすなろ

説明者

氏 名

私は、本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者

[住 所]

[氏 名]

代理人

[住 所]

[氏 名]

[本人との関係：]

[代筆の理由：]